

**法学部・法学研究科**

I 研究水準	.....	研究 3-2
II 質の向上度	.....	研究 3-3

## I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、国内外の研究者・研究機関、民間企業、政府機関などと連携しつつ、数多くの研究会を実施していること、法学研究科に所属する教員が平成 16 年度以降に公表した業績は、著書が年平均 10 件以上、論文が年平均 71 件であり、学会発表数は、年平均 52 回、在外研究や海外での学会発表を行った教員が年平均 22 名であることが認められる。研究資金の獲得状況については、外部資金獲得は、科学研究費補助金の採択件数が年平均 13 件であったのを含め、年平均 32 件、獲得金額は年平均 4,631 万円となっていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、選定された研究業績のうち、「ゲームとしての官僚制」「経済政策の政治学」が卓越した業績と認められたほか、「刑事責任能力の本質とその判断」「議会制についての法理論的・憲法科学的省察」「Comparing Political Corruption and Clientelism」が優れた業績と認められた。社会、経済、文化面では、選定された研究業

績のうち、「国連安保理改革と日本の立場」が優れた業績と認められ、他にも法情報学に関する研究が相応の業績と認められ、国際政治や新時代の法曹界における課題に知見を与えるなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が3件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。